



一般社団法人 奈良電業協会



確かな技術と経験で、奈良の暮らしを守ります。



目次

P3 会長挨拶・協会概要

P4 組織図・アクセス

P5 沿革

P6 事業要旨

P7 会員名簿

P9 賛助会員名簿

P10 役員名簿

P11 委員会構成

P12 一般社団法人奈良電業協会定款

会長挨拶



一般社団法人 奈良電業協会 会長

奥村 雅英

この度、奈良電業協会の会長に就任いたしました奥村でございます。

元より浅学非才の身でありながら、会長の大役を仰せつかることになり、正に身の引き締まる思いではありますが、誠心誠意業界の発展のため力を尽くして参る所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて当会は本年2月、設立40周年の節目を向かえました。これも偏にこれまで当会の活動に対し、ご理解ご協力を賜りました全ての関係者様、並びに会員各企業の地道な参画の賜物と深く感謝いたします。今、改めまして協会の設立目的であります「電気工事業界の健全な進歩発展と、地域社会の発展と公共福祉の増進への寄与」に深く思いを致すところであります。

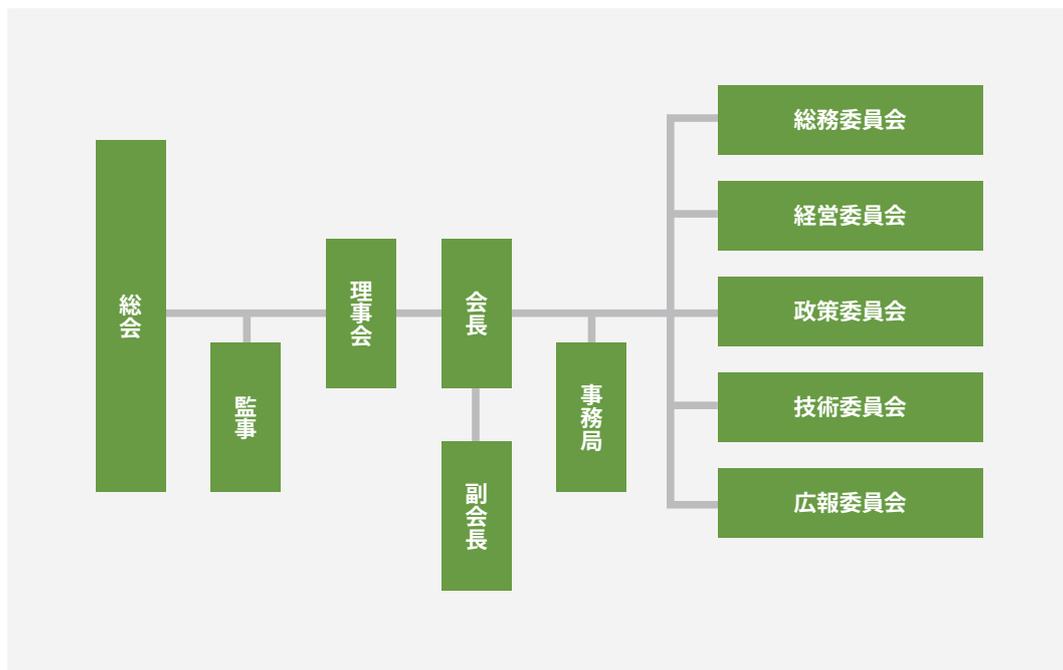
本業界は、若手入職者の減少や人材の高齢化、また人件費をはじめとする工事原価の高騰や、中小事業者が多い中での「働き方改革」への対応等、問題は山積しております。しかしながら、今後とも電気工事技術の向上と合理化を推進し、業界の発展と地域社会との共生、貢献を図って参ります。皆様方におかれましては、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

協会概要



名称	一般社団法人 奈良電業協会
設立日	昭和60年2月9日
住所	奈良市三条松町29番3号
TEL	0742-34-6200
FAX	0742-34-6207
会員数	正会員： 27社 賛助会員： 14社
常設委員会	総務委員会、経営委員会、政策委員会、技術委員会、広報委員会

組織図



アクセス



【車でお越しの方】

国道24号線三条大路2交差点より東へ、奈良大宮郵便局右折、約2分
旧国道24号線大森町交差点より約5分

【電車でお越しの方】

近鉄新大宮駅より徒歩約15分、JR奈良駅より徒歩約15分。同各駅よりタクシーで約5分。

沿革

昭和60年2月9日	既存の任意団体奈良県電気設備研究会のメンバーにより、奈良電業協会設立発起人会を開催し、本協会設立を議決。
昭和60年2月23日	奈良電業協会設立総会を開催し、既存の奈良県電気設備研究会を解散。その財産を本協会に寄付すると共に、奈良県電気設備研究会メンバー全員が会員とした以後、直ちに社団法人として公益法人の資格取得の申請を奈良県当局に行う。
昭和60年11月5日	社団法人奈良電業協会の認可を奈良県知事より受ける。
昭和60年11月14日	登録完了し、正式に公益法人となる
昭和60年12月7日	社団法人奈良電業協会発会式 日本電設工業協会に団体会員として加入する。
平成25年11月29日	一般社団法人奈良電業協会の認可を奈良県知事より受ける。
平成25年12月5日	特例社団法人から一般社団法人に登録完了し、一般社団法人となる。

写真でつづる奈良電業協会の歴史

平成17年、奈良電業協会は20周年を迎えました。

本業界は、この目まぐるしく変化する社会情勢の中にあつて、高度化と多様化が進み、未だ発展の要素を抱えており、将来性豊かな業界であることを理念に、会員企業の経営基盤向上へ活発な事業を展開して参りました。会員の意識高揚と共に各事業への参加と支援を頂くことにより、経営基盤向上への足がかりも見えて参りました。

先輩諸氏が築き上げてきた軌跡を礎に、更なる研鑽を重ね、時代の要請に応えうる事業の展開を手掛けると共に、目まぐるしく変化する時代に敏感に即応しうる、若い世代の育成と登用を進め、地域社会への貢献と社会福祉の増進にも寄与して参りたいと決意を新たにします。(会長：山口直之 20周年の挨拶より)

奈良電業協会設立発会式



左：奈良電業協会設立発会式 右：松田会長挨拶

奈良電業協会10周年式典



左：設立10周年記念式典 右：松田会長へ、藤原会長から感謝状

技術研修会



昭和62年度技術研修会（住都公団）



昭和63年度技術研修会（県営緒課）



平成2年度技術研修会（県電工組）



平成3年度県外技術研修会（東芝三重工場）



平成4年度県外技術研修会（サントリー山崎工場）



平成16年度県外技術研修会（松下電工津工場）

奈良電業協会20周年記念式典



左：設立20周年記念式典 右：山口会長挨拶

事業要旨



総務委員会

1. 総会及び各会議開催等に関する件
2. 事務局の業務及び運営に関する件
3. 財産の管理、運用に関する件
4. 予算、決算及び会員会費に関する件
但し、3、4についての事務取扱及び入出金は会計が取り扱う
5. 親睦会、同好会等に関する件
6. 研修会、見学会等に関する事項の補助
7. 他の委員会に属せざる運営事項に関する件
8. 日本電設工業協会に関する事務取扱
9. 他電業協会に関する事務取扱
10. 必要図書を購入備付
11. 優良従業員等の表彰

経営委員会

1. 建設業における電気設備業界の地位向上を図ると共に、それに資する教育、研修会の実施
2. 工事用資材関係団体との懇談会ならびに研修会の開催
3. 経営合理化ならびに向上に関する調査研究と研修の実施
4. 諸物価ならびに工事諸経費の分析、研究
5. 必要に応じ会員の苦情処理ならびに指導
6. 他電業協会との交流及び部会（営業、工事）活動
7. 労務（賃金を含む）及び雇用に関する調査研究ならびに研修会の実施
8. 社員（営業・工事）教育に関する件
9. 災害対策緊急時対応組織の確立と実施

政策委員会

1. 国・県及び県下市町村の分離発注の陳情ならびに推進
2. 官公庁、その他諸機関に対する各種要望
3. 建設業界他、建設関連団体との懇談会、研修会の推進

技術委員会

1. 電気設備工事に関する技術、技術精度向上の為の研修会の実施
2. 技術者、技能者の公的資格取得ならびに資質向上を図る為の研修会、講習会の実施
3. 電気設備の高度化、多様化に伴う知識と技能向上研修会の実施
4. 省力化、省資源による施工技術向上に資する為の調査研究
5. 技能競技大会の協賛と開催
6. 見学会の開催：最新電気設備の施工及び技術向上に資する為の見学会
7. 安全衛生教育ならびに指導
8. 安全優良事業場及び社員の表彰
9. 現場技術研修会の開催
10. 安全衛生管理規則の活用
11. 電設工業展の共催
12. 技能競技大会の協賛
13. 配線図面コンクール・設計コンクール協賛
14. その他、関連団体との共催による研修会、講演会の開催

広報委員会

1. H P 開設、維持更新等に係る取材・編集
2. 年間事業計画の紙面報告
3. 年間実施事業の紙面報告（前年度分）
4. 会員の作品（写真・絵画・俳句等）と意見募集及び H P 掲載
5. 関係機関及び公的機関の事業と年間行事の公表
6. 広告の募集
7. 陳情等に活用する P R 紙の編集及び発刊
8. 各事業、行事等活動状況の取材と編集及び保存

会員名簿

奈良市 (9社)

企業名	地域	E-mail
株式会社アスカ電工	【代表取締役】 和田 敬司 〒630-8043 奈良市六条2-20-35 TEL: 0742-41-2111 FAX: 0742-41-2011	asukacad@kcn.ne.jp
関西電工株式会社	【代表取締役】 山口 直巳 〒630-8445 奈良市池田町76-10 TEL: 0742-61-2950 FAX: 0742-61-2910	yimg@kansai-dk.jp
学園前電気商会	【代表者】 染川 佳才 〒631-0004 奈良市登美ヶ丘6-10-1 TEL: 0742-44-5854 FAX: 0742-45-6940	gakuen-e@m4.kcn.ne.jp
小寺電業株式会社 奈良支店	【取締役 支店長】 恩賀 昭好 〒630-8133 奈良市大安寺6-2-13 TEL: 0742-62-1591 FAX: 0742-62-4805	nara@kotera-kk.co.jp
株式会社武部商会	【代表取締役】 武部 徹也 〒630-8325 奈良市西木辻町200-61 TEL: 0742-24-0855 FAX: 0742-26-5603	office@takebesyokai.com
竹村電気株式会社	【代表取締役】 竹村 宗規 〒630-8443 奈良市南永井町405 TEL: 0742-62-0861 FAX: 0742-62-8877	takemune@oak.ocn.ne.jp
藤原電気工業株式会社	【代表取締役】 藤原 良輔 〒630-8453 奈良市西九条町2-5-14 TEL: 0742-50-3000 FAX: 0742-50-3100	kuroki@fujiwara-fdk.co.jp
松田電気工業 奈良支店	【執行役員奈良支店長】 徳山 勝一 〒630-8441 奈良市神殿町698-3 TEL: 0742-61-5781 FAX: 0742-61-0965	s.tokuyama@matsuda-dnk.co.jp
吉田機電株式会社	【代表取締役】 吉田 真也 〒630-8001 奈良市法華寺町213-1 TEL: 0742-35-9731 FAX: 0742-35-9730	kizaki@yoshida-kiden.co.jp

生駒市 (1社)

企業名	地域	E-mail
小南電気工業株式会社	【代表取締役】 小南 広行 〒630-0226 生駒市小平尾町1567 TEL: 0743-77-8201 FAX: 0743-76-7046	kominamidenki@maia.eonet.ne.jp

斑鳩町 (1社)

企業名	地域	E-mail
株式会社太子電機	【代表取締役】 青木 智子 〒636-0113 生駒郡斑鳩町法隆寺南2-5-20 TEL: 0745-74-2901 FAX: 0745-74-5107	info@taisi.co.jp

桜井市 (1社)

企業名	地域	E-mail
日光電気工事株式会社	【代表取締役】 泉谷 龍也 〒633-0063 桜井市川合265-5 TEL: 0744-43-0071 FAX: 0744-45-1770	nikkou-denki@zeus.eonet.ne.jp

川西町 (1社)

企業名	地域	E-mail
新栄電設工業株式会社	【代表取締役】 竹村 昌伯 〒636-0202 磯城郡川西町結崎216-7 TEL: 0745-43-0100 FAX: 0745-44-1801	yuko-sin@muc.biglobe.ne.jp

田原本町 (2社)

企業名	地域	E-mail
株式会社岡島電設工業	【代表取締役】 岡島 祐紀 〒636-0302 磯城郡田原本町宮古695-1 TEL: 0743-85-5652 FAX: 0743-85-5692	okajima@okajimadenki.jp
大和電機工業株式会社	【代表取締役】 藤岡 敏生 〒636-0247 磯城郡田原本町阪手654-2 TEL: 0744-32-4477 FAX: 0744-33-5432	yamato@yamato-dnk.jp

大和郡山市 (2社)

企業名	地域	E-mail
日進電工株式会社	【代表取締役】 西田 進 〒639-1042 大和郡山市小泉町2428-1 TEL: 0743-54-1805 FAX: 0743-55-2550	soumu@nisshindenko.jp
片岡電氣株式会社	【代表取締役】 片岡 満 〒639-1122 大和郡山市丹後庄町396 TEL: 0743-56-5151 FAX: 0743-56-4757	m_kata@maroon.plala.or.jp

広陵町 (1社)

株式会社倭電氣	【代表取締役社長】 田ノ上 昌幸 〒635-0804 北葛城郡広陵町沢495 TEL: 0745-56-5423 FAX: 0745-56-4111	t.miyazaki@yamato-denki.com
---------	--	--

橿原市 (3社)

株式会社タケガミ電氣水道	【代表取締役】 竹上 正記 〒634-0063 橿原市久米町552-2 TEL: 0744-28-1011 FAX: 0744-28-1023	takegamidenkisuidou@nifty.com
株式会社森電設工業	【代表取締役】 森 信二 〒634-0007 橿原市葛本町95 TEL: 0744-23-6623 FAX: 0744-25-6805	s.mori@mori-densetsu.co.jp
株式会社和田エンジニアリング	【代表取締役】 和田 修志 〒634-0847 橿原市飯高町215-1 TEL: 0744-24-4873 FAX: 0744-25-6825	info@wada-eg.co.jp

大和高田市 (3社)

タカダデンキ株式会社	【代表取締役社長】 河本 光市 〒635-0014 大和高田市三和町12-13 TEL: 0745-22-1234 FAX: 0745-22-1235	kazu@tkdele.co.jp
松田電氣工業株式会社	【代表取締役】 奥村 雅英 〒635-0064 大和高田市栄町4-33 TEL: 0745-52-1115 FAX: 0745-23-7720	sales@matuda-dnk.co.jp
クウケン株式会社	【代表取締役】 杉本 和紀 〒635-0064 大和高田市栄町2-2 TEL: 745-52-0552 FAX: 745-52-0053	to-sugimoto@kuuken.co.jp

御所市 (1社)

宮原電氣株式会社	【代表取締役】 宮原 克尚 〒639-2241 御所市茅原197-9 TEL: 0745-63-1771 FAX: 0745-62-3170	honsya@mdk-ec.com
----------	--	--

五條市 (1社)

株式会社ウエダ電機設備	【代表取締役】 上田 延博 〒637-0004 五條市今井1-10-27 TEL: 0747-22-3338 FAX: 0747-24-3608	uedadenkisetubi@leto.eonet.ne.jp
株式会社五伸	【代表取締役】 巽 俊憲 〒637-0038 五條市野原東5-3-25 TEL: 0747-22-5653 FAX: 07472-3-5656	goshin@smile.ocn.ne.jp

一般社団法人 奈良電業協会 会員名簿 (賛助会員)

奈良市 (3社)

企業名	地域	E-mail
株式会社京楽商会 奈良営業所	【奈良地区エリアマネージャー】 森 豊見 〒634-0845 橿原市中曾司町92-8 TEL: 0744-22-1521 FAX: 0744-22-3525	nara@kk-kyoei.jp
株式会社たけでん 奈良営業部	【営業部長】 稲田 道哉 〒634-0845 橿原市中曾司町92-8 TEL: 0744-22-1521 FAX: 0744-22-3525	inada-m@takeden.co.jp
中谷電気株式会社	【代表取締役】 伴野 圭司 〒630-8132 奈良市大森西町12-3 TEL: 0742-33-8005 FAX: 0742-34-7706	hayashi.katsunori@denzai.jp

大和郡山市 (1社)

企業名	地域	E-mail
電設カンパニー広域統括部奈良営業所	【奈良営業所長】 芋生 純也 〒639-1044 大和郡山市小泉町2-3-4 TEL: 0743-23-0178 FAX: 0743-59-1783	jyunya.imoo@inaba.co.jp

橿原市 (2社)

企業名	地域	E-mail
有限会社小塚防災	【代表取締役】 小塚 隆雄 〒634-0071 橿原市山之坊町655-4 TEL: 0744-26-0028 FAX: 0744-25-6118	kozuka18@luck.ocn.ne.jp
東芝電材マーケティング株式会社 西日本営業部京奈支店	【支店長】 升田 淳 〒634-0837 橿原市曲川町6-7-7 TEL: 0744-24-0002 FAX: 0744-23-8444	yasuhiko.ichii@tsdm.co.jp

大阪市 (6社)

企業名	地域	E-mail
川崎興業株式会社	【取締役社長】 藤本 和久 〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-59 TEL: 06-6941-3576 FAX: 06-6943-5127	iwamoto@kawasaki-kogyo.co.jp
株式会社五光電子設備センター	【代表取締役】 濱野 孝久 〒530-0043 大阪市北区天満2-8-11 (ハイツ武田) TEL: 06-6358-5132 FAX: 06-6352-3520	goko-e@crest.ocn.ne.jp
トップ通信工業株式会社	【代表取締役】 梅村 和則 〒530-0043 大阪市北区天満4-14-19 TEL: 06-6357-1366 FAX: 06-6357-1369	inazumi@top-tsusin.co.jp
仲矢防災設備株式会社	【代表取締役社長】 仲矢 聰 〒541-0046 大阪市中央区平野町2-1-2 沢の鶴ビル TEL: 06-6232-1104 FAX: 06-6232-1106	m-mochi@nakaya-b.ecnet.jp
阪和通工株式会社	【代表取締役】 木下 正徳 〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町3-34 シグナルセンタービル TEL: 06-6772-8141 FAX: 06-6772-8145	hara@hanwa-tsuko.co.jp
パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 奈良電材営業所	【営業部長】 大島 宏樹 〒540-6214 大阪市中央区城見2丁目1番61号 OBPパナソニックタワー14階北 TEL: 06-6946-3434 FAX: 06-6946-3437	ito.mikio001@jp.panasonic.com
小川電機株式会社	【代表取締役社長】 小川 雄大 〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町2-2-4 TEL: 06-6621-0031 FAX: 06-6621-0032	miyajji-y@ogawa.jp

吹田市 (1社)

企業名	地域	E-mail
三菱電機住環境 システムズ株式会社 関西支社	【大阪東支店長】 大西 隆 〒564-0063 吹田市江坂町2-12-17 TEL: TEL 06-6338-8471 FAX 06-5338-8472	Matsuyama-Shigeto@mellife.co.jp

役員名簿



奈良電業協会 役員名簿

会長	奥村 雅英	松田電気工業株式会社
副会長	和田 修志	株式会社和田エンジニアリング
副会長	藤原 良輔	藤原電気工業株式会社
理事	竹村 宗規	竹村電気株式会社
理事	土橋 祥弘	松田電気工業株式会社
理事	竹村 昌伯	新栄電設工業株式会社
理事	巽 俊憲	株式会社五伸
監事	小南 広行	小南電気工業株式会社
監事	田村 栄二	吉田機電株式会社 (順不同)

委員会構成



総務委員会

委員長	奥村 雅英	松田電気工業株式会社
副委員長	竹村 宗規	竹村電気株式会社
委員	和田 敬司	株式会社アスカ電工
	岡島 祐紀	株式会社岡島電設工業
	杉本 知紀	クウケン株式会社

経営委員会

委員長	藤原 良輔	藤原電気工業株式会社
副委員長	武部 徹也	株式会社武部商会
委員	片岡 満	片岡電気株式会社
	藤岡 敏生	大和電機工業株式会社

政策委員会

委員長	和田 修志	株式会社和田エンジニアリング
副委員長	西田 進	日進電工株式会社
委員	吉田 栄二	吉田機電株式会社
	泉谷 龍也	日光電気工事株式会社
	山下 清一	タカダデンキ株式会社
	宮原 克尚	宮原電気株式会社
	竹上 正記	株式会社タケガミ電気水道

技術委員会

委員長	竹村 昌伯	新栄電設工業株式会社
副委員長	小南 広行	小南電気工業株式会社
委員	森 信二	株式会社森電設工業
	染川 佳才	学園前電気商会
	恩賀 昭好	小寺電業株式会社 奈良支店

広報委員会

委員長	巽 俊憲	株式会社五伸
副委員長	徳山 勝一	松田電気工業株式会社
委員	田ノ上 昌幸	株式会社俊電気
	青木 智子	株式会社太子電機
	上田 延博	株式会社ウエダ電機設備
	山口 直巳	関西電工株式会社

事務局

局長	熱田 奨	松田電気工業株式会社
会計	竹村 宗規	竹村電気株式会社
局員	橋本 潔	新栄電設工業株式会社
	横山 翠	藤原電気工業株式会社

一般社団法人奈良電業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良電業協会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を奈良市三条松町29番3号に置く。

(目的)

第3条 本会は、電気工事に関する諸問題について調査研究し、経営の合理化技術の向上及びその交流を図り、電気設備産業関係に従事する者の福祉を増進し、もって電気工事の適正な施工の確保と斯業界の健全な進歩発展を図るとともに、地域社会の発展と公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 電気工事技術の総合的調査研究
- (2) 電気工事に関する合理化の研究
- (3) 電気工事に関する資料の収集
- (4) 電気工事に関する資材、器具および工具の調査研究
- (5) 官公庁その他関係機関に対する要望建議、並びにその諮問に対する答申
- (6) 電気工事に関する技能の向上および能率の増進に寄与するための講演会、視察、講習会の開催といった教養、教育の実施
- (7) 災害時における電気工作物の緊急復旧に対する全面協力
- (8) 電気工事の社会的使命に関する宣伝、啓発、指導の推進
- (9) 会員向けの福利厚生事業
- (10) その他本会の目的達成に必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 奈良県下において電気工事を主として営業する者で、本会の目的に賛同して入会した電気工事業者(奈良県下に支店、営業所、出張所等を有する者を含む。)
 - (2) 準会員 他府県において営業する者で、本会の目的に賛同して入会した電気工事業者
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、協力する総合電気設備一式工事に関する資材メーカーおよび電設資材に関する法人事業者
 - (4) 特別会員 電気工事に関する学識経験があり、本会の目的に賛同するもの
- 2 前項の会員のうち正会員および特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員、準会員又は特別会員として入会しようとする者は、入会申込書に経歴及び資格を証する書面を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(入会金)

第8条 正会員、準会員として入会の承認を得た者は、総会において別に定める入会金を速やかに納入しなければならない。

2 賛助会員および特別会員は、入会金を要しない。

(会費)

第9条 正会員、準会員、賛助会員および特別会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は総会において総正会員及び総特別会員の半数以上であって、総正会員および総特別会員の議決権の3分の2以上に当たる決議に基づき除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款に違反したとき。
- (2) 本会の名譽を毀損し、又は本会の設立の目的に反する行為をしたとき。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 成年被後見人又は被補佐人に該当したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員および総特別会員が同意したとき。

第3章 総会

(構成)

- 第13条 総会は、全ての正会員および特別会員をもって構成する。
- 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
 - 準会員および賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(議決権)

- 第14条 各正会員および各特別会員は、各1個の議決権を有する。

(権限)

- 第15条 総会は、次の事項について決議する。
- 入会の基準並びに会費および入会金の金額
 - 会員の除名
 - 理事および監事の選任又は解任
 - 理事および監事の報酬等の額
 - 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - 定款の変更
 - 解散及び残務財産の処分
 - その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に定時総会として開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 総正会員および総特別会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員及び特別会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員及び総特別会員の議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席正会員及び出席特別会員の議決権の過半数をもって行う。
- 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び総特別会員の半数以上であって、総正会員および総特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 会員の除名
 - 理事および監事の解任
 - 定款の変更
 - 解散
 - その他法令で定められた事項
 - 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議長)

- 第19条 総会の議長は、当該総会において出席正会員及び出席特別会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 議事録には、議長および出席正会員および出席特別会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定等)

- 第21条 本会に、次の役員を置く。
- 理事 5名以上15名以内
 - 監事 2名以内
- 理事のうち、1名を会長、1名以上5名以内を副会長とする。
 - 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第22条 理事および監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。
- 会長、副会長は、理事の互選により選任する。
 - 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 会長は、本会を代表し業務を執行する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会によって定められた順序によりその業務執行にかかる職務を代行する。
 - 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事および監事は、総会の決議によって解任することが出来る。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定および解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 会長が欠席した場合、監事および出席した理事全員が記名押印する。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第34条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

- 第35条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第36条 本会は、剰余金を分配することができない。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第8章 委員会、名誉会長、顧問および事務局

(委員会)

第41条 第4条に掲げる事業を行うため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長がこれを決定する。

(名誉会長及び顧問)

第42条 本会に名誉会長および顧問3名以内を置くことができる。

2 名誉会長は会長であった者、顧問は学識経験者で共に理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、理事会に出席し、会務について意見を述べることができる。

4 名誉会長および顧問は無報酬とする。

(事務局)

第43条 当会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長および職員若干名を置く。

3 事務局の組織および運営に関し重要な事項は、理事会でこれを決定する。

4 事務局長および職員の任免は会長が行う。ただし、事務局長の任免については理事会の同意を得なければならない。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事(会長)は 藤原隆夫 とする。

平成25年12月5日制定